

凡例 問合せ(申込先) HP ホームページアドレス Eメールアドレス

区立住宅・区立高齢者住宅・区立ひとり親世帯住宅および区営住宅入居者募集

区立住宅

主に中堅所得世帯の方を対象とする住宅です。

対象

次の①～⑥全ての要件を満たす方

- ① 申込者本人が、次のいずれかにあてはまる成年者(20歳未満の既婚者を含む)で、そのことを住民票などで証明できること
- ② 申込日現在、区内に居住している方
- ③ 区内に居住していないが、2親等以内の親族が申込日現在区内に居住している方
- ④ 平成26年中の所得(同居親族に所得がある場合はその合算)が、別表1の所得基準の範囲内であること
- ⑤ 現に同居または同居しようとする親族(内縁、婚約者を含む)がいること
- ⑥ 現に住宅に困っていること

3日以前の生まれのひとり暮らしの高齢者(同居親族がいない方)、または高齢者夫婦等(2人世帯高齢者)の世帯を対象とする住宅です。

対象

次の①～⑥全ての要件を満たす方

- ① 申込者本人が区内に引き続き3年以上(平成24年7月3日以前から)居住し、そのことを住民票などで証明できること
- ② 平成26年中の所得(同居親族に所得がある場合はその合算)が、別表1の所得基準の範囲内であること
- ③ 介護を必要とせず自立して日常生活を営めること
- ④ 現に住宅に困っていること
- ⑤ 住民税を滞納していないこと
- ⑥ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

たす方

① 申込者本人が区内に引き続き1年以上(平成26年7月3日以前から)居住し、そのことを住民票などで証明できること、または、中央区から母子生活支援施設に措置されていること

② 同居者が18歳未満(平成27年7月3日現在)の児童のみで、かつ、当該児童を扶養しているひとり親世帯であること

③ 平成26年中の所得が、別表1の所得基準の範囲内であること

区営住宅

主に低所得世帯の方を対象とする住宅です。

対象

次の①～⑥全ての要件を満たす方

- ① 申込者本人が区内に居住する成年者(20歳未満の既婚者を含む)で、そのことを住民票などで証明できること
- ② 平成26年中の所得(同居親族に所得がある場合はその合算)が、別表1の所得基準の範囲内であること
- ③ 現に住宅に困っていること
- ④ 住民税を滞納していないこと
- ⑤ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと
- ⑥ 申込者(同居親族を含む)が暴力団員でないこと

公園利用のお願い

誰もが気持ちよく公園を利用できるように、皆様のご協力をお願いします。

- ・犬の放し飼いは禁止です。必ずリードをつけましょう。
- ・犬のふんは飼い主が必ず始末しましょう。
- ・鳩に餌を与えるのはやめましょう。

・夜間は静かに利用しましょう。

・自転車やバイクの通行はやめましょう。

園水とみどりの課 公園園川係 ☎(3546)5435

別表1

住宅区分	住宅名	募集戸数	間取り	面積	基準使用料(月額)	所得基準(年間所得)
区立住宅	晴海住宅	1戸	2DK	38.8㎡	28,700円	861,000円～14,400,000円
	月島西仲住宅	1戸	2LDK	59.2㎡	118,840円	
	晴海ガーデンコート	1戸	3DK	68.0㎡	139,810円	
	晴海ガーデンコート	1戸	3LDK	74.9㎡	154,810円	
	銀座ファースト	1戸	2LDK	61.4㎡	141,200円	
	晴海アーバンプラザ	1戸	2DK	56.2㎡	124,100円	
区立高齢者住宅	堀留町高齢者住宅	1戸	1DK	34.9㎡	75,000円	0円～14,400,000円
	高齢者住宅晴海ガーデンコート	1戸	1DK	41.7㎡	89,000円	
区立ひとり親世帯住宅	ひとり親世帯住宅晴海ガーデンコート	1戸	2DK	52.0㎡	34,000円	0円～2,400,000円
区営住宅	勝どき住宅	1戸	2DK	53.8㎡	38,100円～119,000円	0円～2,276,000円

- ◎晴海住宅は、定額家賃となっています。
- ◎晴海住宅以外の区立住宅・区立高齢者住宅・区立ひとり親世帯住宅および区営住宅は、世帯の所得に応じた応能家賃となっています。
- ◎区営住宅の所得基準については世帯人数2人とした場合のものを記載しています。
- ◎区営住宅については、所得が一定基準以下の世帯は、申請により使用料を減額する制度があります。
- ◎所得とは、給与所得者の場合、給与所得控除後の金額です。

高齢者などへの居住支援

あんしん居住制度

見守りなどのサービスを提供すること、高齢者などの急病・孤死などへの不安を解消し、住み慣れた地域で安心して居住できるように支援する制度です(別表2参照)。

あんしん居住制度利用助成

区民の方が区内の賃貸住宅に転居する際に、(公財)東京都防災・建築まちづくりセンターが実施している「あんしん居住制度」を利用する場合、利用費用の一部を助成します。

対象

- ・60歳以上の高齢者
- ・障害のある方(障害の程度による条件あり)

助成額

1 契約時の預り金で利用する場合は、利用費用の2分の1
2 月々のサービス利用料金を支払って利用する場合は、事務手数料

家賃債務保証制度

住宅の賃貸借契約の際に必要な連帯保証人が見つからないなどの高齢者・障害者・子育て世帯などに対し、

共通

募集する住宅と戸数
別表1のとおり
申込みのしおりなどの配布期間
6月22日(月)～7月2日(木)

◎配布期間中(土曜日は除く)に、区役所5階住宅課および日本橋・月島特別出張所で配布します。

◎日曜日は区役所1階でのみ配布します。

◎区のホームページからもダウンロードできます。
申込方法
7月6日(必着)までに日本郵便株式会社晴海郵便局留の郵送で申込み。

◎申込みは、1世帯につき1通です。住宅の所在地、間取りなど詳しくは申込みのしおり、または区のホームページをご覧ください。

園住宅課住宅管理係

☎(3546)5467

別表2 あんしん居住制度の概要

サービス内容	契約期間(※1)	利用費用
見守りサービス(安否確認・緊急時対応サービス)	1年	54,780円～532,600円(※2)
葬儀の実施	5年	
残存家財の片付け		

(※1)いずれも更新は可能です。
(※2)利用費用は、サービスの組み合わせにより異なります。

別表3 家賃債務保証制度の概要

対象住宅	保証内容	保証期間	保証料
高齢者世帯の入居を敬遠しない住宅として、高齢者住宅財団と基本約定を締結した賃貸住宅	滞納家賃(共益費および管理費を含む)原状回復費用および訴訟費用 ◎家賃滞納により賃貸住宅を退去する場合に限る。	原則2年(賃貸借契約期間に合わせて変更可能、更新も可能)	月額家賃の35%

・満60歳以上の方、または要介護・要支援認定を受けている60歳未満の方(同居者は、配偶者、60歳以上の親)

・家賃債務保証制度について(一財)高齢者住宅財団 ☎0120(602)708

助成額

保証料の2分の1
園住宅課計画指導係 ☎(3546)5466

・あんしん居住制度について(公財)東京都防災・建築まちづくりセンター ☎(5466)2635